

森林法の一部を改正する法律案要綱

第一 保安林等の土地の所有権の移転の届出

- 一 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする場合には、当事者は、当該所有権の移転に係る契約を締結する日の農林水産省令で定める日数前までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に当事者の氏名又は名称及び住所、当該土地の所在及び面積、当該土地の利用目的その他農林水産省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならないこと。
ただし、国土利用計画法第二十七条の四第一項の規定による届出をした場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでないこと。 (第三十三条の四第一項関係)
- 二 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の所有権の変動があった場合には、当事者は、農林水産省令で定める日までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に当事者の氏名又は名称及び住所、当該土地の所在及び面積、当該土地の利用目的、当該土地の所有権の変動の原因及び時期その他農林水産省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならないこと。 (第三十三条の四第二項関係)
- 三 一又は二に違反して、届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をした者は、五十万円以下の罰

金に処すること。

(第二百九条関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の森林法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)

三 経過措置その他所要の規定の整理を行うこと。